

第2回 四條畷市子ども・子育て会議議事録

日 時	平成26年7月7日（月）午後1時30分～
場 所	四條畷市役所東別館2階 201号会議室

（出席者）小寺委員長・柏原副委員長・豊田委員・武知委員・市林委員・原委員
吉村委員・三田委員・小田委員・矢田委員・山田委員

1. 開会

事務局：（挨拶、説明）

事務局：（挨拶）

事務局：（本日の会議成立の報告）

会長：（挨拶）

2. 四條畷市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）

事務局：（資料説明）

委員長：ただいま四條畷市子ども・子育て支援事業計画の骨子案の核心になります、第5章子ども・子育て支援事業計画における概要見込みと確保内容実施時期につきまして、その検討と案が出されました。この部分につきまして、就学前児童の教育保育につきまして、四條畷市としてどのように推し進めていくのか忌憚のないご意見をいただきたいと思います。また、あわせて小規模保育所、保育園の開設が27年度と28年度に1ヶ所ずつ、開設予定になっております。28年度開設の認定こども園と両輪でやって行こうという案が出ておりますため、それも併せまして、委員の皆様方のご意見を伺いたいと思います。

委員：圏域についてですが、確かに幼稚園は幼稚園児が減っておりますので、近隣の市との調整でどの程度まで緩和されるのでしょうか。

事務局：広域利用について、近隣市とどのような形で連携をとっていくかということはまだまとまっていない部分ですが、今現在、委託を受けたり、やりとりをしたりしているところがございます。もう少し細かい部分を決定した上で、広域の取り扱いを固めていきたいと思っておりますが、具体的な話は、まだ進んでおりません。

委員：いつごろ出ますか。

事務局：来年度の入所は本年10月から始まるということで、それまでには各市との調整をつけていきたいと考えています。

委員：園児募集ですが、幼稚園の場合は10月に受付をしますね。その時に1号認定の子供と2号認定の子供を同じ時期に募集するということはできるのでしょうか。2号認定の場合は11月頃に申し込みが多く、1号認定の定員設定を10月の段階でどれぐらいにすればいいのか予想ができないわけです。ですので、10月に1号も2号も受け付けができるような体制をとっていただければとてもありがたいのですが。

事務局：できるだけ民間施設の意向に沿うような新しい制度に進めていきたいと考えていますが、子供の数やニーズ量、施設の運営状況などを総合的に考え併せて定めて参りたいと思っておりますので、ご意向としては理解しておりますが、数字上をどう定めていくがまだ固まっておりませんので、1号と2号の枠が定まった時点でお示しできるのかなと思っております。

委員：その際に利用料ですが、利用料の確定ということで当初の条例で定められていたと思うのですが、今のお話では、10月の受け付けのときには保護者に対して利用料の説明ができないです。もしも認定子ども園に移行する場合は、いつ頃の募集になるのですか

事務局：各自治体が同じような状況かと思えます。国の周知の仕方としては、現状を見本にして多少の変更はあり得ますという文言を付け加えた上で、募集する旨を示しております。9月議会の後となると周知期間もありませんし、申込書を配られるのも9月の時点かとは思いますが、そこにすり込むというのもなかなか難しい部分があるため、現時点では国が示したような形で募集をお願いしたいのですが。

委員：不勉強で申しわけないですが、認定こども園は保育に欠ける家庭と保育に欠けない家庭が同じ年齢で、保育料は変わらないのでしょうか。保育園は世帯収入によって保育料が決まってくると思うのですが、少ししか払わない家庭と、満額を払っている家庭があることとなり、そのあたりはどうなるのでしょうか。

事務局：今の公定価格の示され方でいきますと、認定子ども園の入園時の時間制限等で、短時間と標準時間の二つに大きく分かれます。当然、標準時間保育の子供は利用料も高くなるのですが、短時間と標準時間とは若干の差はあります。家族形態や両親の就労状況を見ながら認定することになります。

委員：少し違ってしまっていて、保育に欠ける家庭は長時間預かってもらっているのに、実際に保護者が払っている保育料が少ないことを言っています。

委員長：つまり、今保育所の保育料は、3段階で、前年度の所得によって保育料が決まります。認定子ども園の場合は従来の幼稚園と保育園ですから、保育料は一定金額のはずで、それが同等扱いになるのかどうかということを知っています。

事務局：現状の利用料の水準を保っていきたいと考えております。保育所の場合は現在、所得に応じた形で3段階にわかれています。幼稚園の場合は一律で払った後に就園奨励補助費という形で還付されます。今まで幼稚園に通われていて認定子ども園に変わった方は感覚が違うと思いますが、トータルの保育料としては差異がありませんので、現状の形を維持していきたいと考えています。保育料が極端に跳ね上がったり、極端に安くなったりということはありません。

委員：私は、子供を幼稚園に預けたいのですが、幼稚園に通わせるというのは、その幼稚園を選択したわけですね。世帯収入に差があろうと、その幼稚園に通わせたいので選んでいますので、保育に欠ける家庭が同じ幼稚園を選ばれた時に世帯収入によって保育料が変わってくるのでは、納得ができません。

委員：例えば幼稚園は、教育標準時間が4時間ですね。4時間保育を受ける家庭、かたや8時間とか11時間とか長時間保育を受ける人がいて、こちらの方が保育料が安いわけで、せめて4時間以上の長時間保育の場合は保育料を高く設定して欲しいということですね。それに対する調整は必要かとは思っています。

事務局：今後まだ決めていかなければならない部分が、施設の基準であったり、利用料金であったり、課題を多く抱えていますのでその前に実務者会議や事務局の方で、まず意見を収集した中で、それを踏まえて検討させていただきたいと思っています。

委員長：他ありませんか、

委員：もともと、5年前に政権が民主党に代わり、民主党政権の意図で幼稚園と保育園の一元化が案出されました。生まれも歴史も違う二つが拙速な形で一つになることによって、委員が言ったような問題は当然、予測されたわけです。色々な諮問機関で議論はされてきていますが、法律の原案は霞ヶ関が主で永田町が絡んで、法案の中身が子供の最善の利益というよりも大人の都合がそこにかかり入ってくる。そうすると、一番迷惑するのは現場です。幼稚園であったり、保育園であったり、これから法律が施行されるわけですから、現実に対応できるように現場では頑張っていきたいとは思っていますが、今回の法案では保育園と保育認定の二

つの区分に分けられ、この保育園の議論にきちんとした結論が出ないままにずるずると来ています。ここで、保育士の議論の争点は、保育時間に対する保育士の処遇です。これまでも実態は11時間勤務だが、厚生労働省の建前としては8時間となっているという前例がありますので、保育士が納得できるような制度であってほしいと思います。その辺も含めて考え方を示してほしいものです。

事務局：保育士の確保は今も現在も問題になっています。それに対して国の方も処遇改善という形で幾らかの補填はしてくれているのですが、それもなかなか追いつかない状況で、新たな制度になりますと保育所の運営の形体も変わり、対応の仕方も今とは微妙に違ってくるようなことも想定されますので、できるだけスムーズに運営できる方法を考えて参りたいと思っています。市の財政状況も厳しいですので、保育士に対しての処遇について、今の段階ではお話できませんが、保育士の確保については大きな課題だとは思っております。周囲の方の意見を伺うと、そのあたりを今、整理しておかないと安定した保育事業ができないという意見が多く、この問題については重要な課題であると認識しております。

委員：今現在、保育士の資格を持ちながら、保育士の仕事をしていないと言われる方が60万人はおられると思います。厚生大臣がインターネット上で保育士資格を持った皆さんに新しい認定子ども園制度に力を貸してくださいと、メッセージを公開しています。私も、去年から保育士養成学校の研究会を行っていますが、大学の若い学生が保育士を目指していく中で、卒業間際になっての就職率は30%を切っています。保育士免許、教諭免許を取得しても、就職の段階で民間企業に就職するというその原因はどこにあるのだろうかといいますが、まず、処遇問題。あらゆる職域職種を含めても給料が月10万円ぐらい低いと言われているためです。国家資格を持った専門職でありながら、このような現状ですので、法律を制定する部分で基本的なことをきちんと決めて欲しいと思います。これまでも国に多々、反古にされていることもありますので、それに対する施策も考えていただきたい。

事務局：よくわかりました。近隣では寝屋川市が保育士バンクを作り、市内で臨時保育士の調整をするなど対策を練っていると聞いていますが、そうした状況も検証しながら人員体制の厳しい中ですが、より良い方向性を見いだしながら四條畷市でも保育士の確保を考えていきたいと思っています。

委員：知的障がい相談員をさせていただいております、こちらの会議に参加させていただいているのですが、現在、日中一時認定支援と言いまして、発達障がいの子供達を預かっています。この保育に関しては四條畷あおぞら幼稚園の利用者の中に発達障がいのお子さんがいらっしゃるの、園内で見させていただいているのですが、今回、平成28年度から保育が2クラスになりますね。今は、1クラスに1人の先生がついていただいているのですが、28年度には2クラスになるので保育士の確保については市が必ず考えていただきたい。現在、発達障がいは軒並み広がってしまして、くすの木園の支援事業でも就学前児童が利用しています。そのお子さんも将来は幼稚園が少ないため、地元の保育所に行かれますが、保育所でも専任の保育士をつけて欲しいという希望が多く、そうした相談も受けられているはず。小学生にもかなり底辺が広がり、発達障がいのくくりの中では避けられない状況ですので、これからの事業としましては、ぜひとも園児期からサポートをつける方向で考えていただきたいと思っております。

委員長：障がい児の場合というのは、発達障がいを含めて加配があるわけですね。そのあたりで、障がい児保育は継続されて行くのでしょうか。

事務局：障がい児の受け入れは民間も公立も受け入れており、本市の特色でもあります。保育士の加配については、厳しい状況もありますが、「すべての子供が」と、障がい児保育の充実を謳っている訳ですから、謳う以上は各民間幼稚園や保育所も含めて地元の子供たちと一緒に小学校に向けて成長していってほしいという思いがあります。加配が必要な子供は加配をつけたいとは考えております。

委員：今の話は非常に重要で、今回のこの目的は量の確保と質の向上なわけですね。この質の向上に今のサポートも入ってくるわけですので、そうした観点から必ず行って欲しいと思っております。

副委員長：事業目標のすべての親というところで、大阪府ではひとり親家庭に対して注目しているのですが、ひとり親家庭や、子供の貧困に対して文言に出ていないような気がします。他市のようにそのあたりをクローズアップしなくても良いのか、尋ねたいのですが。

事務局：ひとり親家庭の支援については、後期計画の内容を踏襲して書かせていただき、このプランの中に包含された形で載せさせていただいているところです。新たな制度に基づいていく計画においても、この子供の権利擁護推進、ひとり親家庭の充実支援というところでは、計画の中には練り込ませていただいておりますが、

子供の貧困については、特別に子供の貧困対策があるわけではなく、計画の中に懐疑的な言葉をもって載せるのみにとどまっています。子供の貧困対策については、教育委員会とすり併せて議論していく中で、必要な部分については追記しなければならないとは思っています。

委員：認定子ども園は、親の就労している、いないにかかわらず利用できると思いますが、今の育児制度をもとに復職のタイミングで待機児童が出るということもあると思います。空きがなく待機児童になったため、復職できずに表面化していないということも聞きますので、休職中の実態調査は難しいかもしれませんが、実態調査を行うべきではないでしょうか。

事務局：四條畷市の場合でしたら、今の段階では保育園の入所選考時点で、産休明けの方は第一優先する方向で引き続き考えていきたいと思っていますが、ニーズ量にプラスして潜在ニーズ量というものも必ずありますので、受け入れの供給量の部分で大きく上乗せをし、すべての人が待たずに受け入れることのできるような形の供給量に調整してはいきたいと考えています。

委員：タイミングが4月にぴったりと合う人が少なく、出産はたいがい途中になりますので、9月で復帰したいのだがなかなか空きがないなど、そのあたりの調整を苦労されているようです。すべての希望者を把握するという事は難しいとは思いますが、せっかく改変されるというのであれば、そういった点を少しご配慮いただければと思います。

事務局：育休明けは優先的に入所するよう枠を設けています。以前の育休明けは、設けなっていました。例えば、子供を預けるのが11月になったり、12月になったりするのであれば、施設自体が4月から11月まで、定員空きがある状態になってしまいます。子供の数が満たないにもかかわらず、保育士を雇っていただけないといけないという状況になり、施設側の運営が難しいという現実がありまして、一定の枠を設けさせていただき、その枠の中で育休明けの方には優先的に入ってもらおうという方向で考えました。供給量のお話をさせていただいたように、そうした希望が増えてくれば受け入れ体制も整うのかと思いますので、今後は状況を見ながら考えていきたいと思っています。

委員長：その他に。

委員：例えば、お母さんが2歳児を保育所に預けています。育休をとって復職すると居心地がよくないため、二人目を産むにも躊躇されています。今は、2歳児を預け

ているのですが、育休や産休の際には退所するよう保育所から言われ、次の復帰後、復職できるかどうかの保証もないので、子供を作ることにも消極的になってしまう。こういう悩みを抱えたお母さんが実際にいらっしゃるわけです。新しい法律になれば、そのあたりが変わってくるのかどうかなんです。

事務局：今の法律で行くと、保育に欠けていなければ入所できないところがあります。下の子供が産まれた時点ならば上の子供も同時に見ることができるという考え方の中で進んできたのですけれども、今後、保育所、幼稚園が必要であるということに対しては、すべての方が対象になってきますので、対応も現在の対応とは変わってくると思います。

委員：認定こども園は新しい制度ですが、これまでも他市で聞いたことがあります。子供への仕組みは、幼稚園とか保育園のようなものですか、保育所のように朝連れて行って夕方まで面倒をみてくれるのでしょうか。こども園のイメージがよくわからないのですが。

事務局：もともと子ども園というのは何年も前からあって、法的に整理されてない中で幼稚園と保育園を一施設で提供しようという試みで、厚生労働省の枠内にある保育園と文部科学省下の幼稚園が同じ施設内で別々に運営しているような形をとっていました。今回の制度改正により、一体的に運営する新たな認定こども園を作るということで、文科省と厚労省が協議しながら窓口を一つにする方向で推進しているところです。目的としては待機児童の解消と、小学校に向けた質の高い教育保育を提供するということです。

委員：とても難しいですね。先程、委員がおっしゃったように、この幼稚園の方針が好きだからこの幼稚園に入れようと思っているお母さんがいて、認定子ども園に移行した途端に制度が変わってしまう。もし私が若い母親なら、どこに入れたらいいのか迷います。走り出したばかりなので、そういったところが保護者にもわかるように、パンフレットで説明して欲しいと思います。

委員：市としてはその辺はわかりやすい形で説明する機会などの計画はどのように考えていますか。

事務局：事務局としてもできる限り早く情報提供したいのですが、国からの情報も遅く、大阪府が開く説明会も参加していますが、要所要所でまだ決まっていないという回答で、具体的でわかりやすい告知ができない現状です。

委員：16年前に主人の母が脳梗塞で倒れまして、看護のために病院通いをするとき、長男は延長保育があつて助かったのですが、次男は病院に連れていかなければならなかったため、急遽市役所に相談をしたのですが、次男が1歳以下だということと待機児童がいるので、預かりができませんと断られ、非常に困った経験があるため、一時的に預かってくれるところがあれば、非常に良いと思います。

事務局：保育園で一時預かり保育を運営されているのと保育所で定員の枠とは別に一時預かりの事業があります。そういう状況の場合は、こうした事業を利用していただけます。

委員：他の保育園に預けるのではなく、上の子が通っている認定こども園の中の一時預かりで預かってもらえれば助かりますが。

事務局：枠があると思うのですが親御さんの利便性を考慮したら、同じ施設で預かってもらった方が効率的ですね。公立の中では一時預かり保育をしていないのですが、今後必要になってきますので検討の課題として挙げさせていただきます。

委員長：四條畷市子ども基本条例について事務局説明をお願いします。

2. 四條畷市子ども基本条例

事務局：(説明)

委員長：いつの会議で提示されますか。

事務局：できれば9月議会で提示していきたいと思います。間に合わなければ12月議会で提示しますが、内容等につきましてはまた意見をいただき、検討したいと思います。

委員長：次回の会議で間に合いますか。

事務局：次回の会議で決定すれば9月議会に間に合います。それまでに意見があれば、申し出ていただいとしたいと思います。

事務局：子育てこども基本条例については、この計画の中の第6章の施策の推進と方策の子供の権利擁護の推進というところで、関連させながら入れさせてもらっています。この子供の権利擁護の推進の中には、先程もご意見をいただきましたようなひとり親家庭の支援という問題も含まれておりますので。資料の中では、推進について謳っておりますので、この個々の施策の推進方策の中のことを今後の事業計画の中にそれぞれ入れ込んで行きますので、また、意見をいただきたいと思います。

事務局：子どもたちのヒアリングの結果がありますのでご報告いたします。「四條畷市に住んでよかったと思うところはどこですか」に対して、「自然が近くにある」、「森が

多く住みやすくて楽しい」、「車の通れる道路が多い」。「どんな街になったらいいと思いますか」に対し、「便利なものが増えたらいい」、「自然を壊さず楽しい街づくりをしたい」、「公園やアスレチック、自然の遊び場があるといい」、「広い公園でボール遊びがしたい」、「整備する時あまり環境を壊さないようにしてほしい」、「車をハイブリットにして排気ガスを出さないようにして空気を汚さないようにしてほしい」。「学校や家庭で自分が楽しいと思う時はどんなときか」という質問に対しては、「友達と遊んでるとき」、「料理の仕方をお母さんに教えてもらっているとき」、「家でテレビを見ているとき」、「動物と遊んでるとき」、「知識が増えたとき」、「友達と勉強などをしてるとき」という意見がありました。子供たちが相談したい、頼りになると思うのは誰ですかという質問に対し、「親それと家族や友達、学校の先生」。大人に対して素晴らしいと思うところ、逆に、大人の嫌なところはどんなところですかという質問に対し、「大人は煙草を吸っているのでやめてほしい」、「落とし物をしないでほしい」、「親に理屈で負けて子供のくせにと言われ、たまにお父さんと喧嘩をするとものすごく嫌になる」子供が願っていることは「背が高いので、高いところのものを取る時に大人はすごいと思う」そう言った意見が出ていました。人格として子供尊重するという事は費用なのかと、子供の意見を聞いていて思いましたので、盛り込ませていただこうと考えております。また、ご意見があれば伺いたいと思います。

委員長：四條畷市子ども基本条例は非常に大切でありますので、できれば皆さんの意見をいただけたらと思います。

事務局：7月末までにご意見を出していただいて、8月の会議で修正したものを報告し、最終的に確認していただきます。

委員長：意見がありましたら、どしどし事務局にお願いいたします。

委員：メールでもいいですか。

委員長：基本条例についてはよろしいですか、それでは、その他。

3. その他（子ども・子育て3法の施行に伴う例規整備の概要）

事務局：（例規改訂について説明）

委員長：地方分権の一環で、市が独自で国から参酌すべき内容などの具体的なものは次回に出ますか

事務局：次回までに資料として、皆様にお届けにする予定としております。分量がございましたので、すべてについてご検討いただくのは難しいかと存じます。

委員長：それだけでよろしいですか。本日用意しておりました議題はこれで終了させていただきます。

<閉会>